

議第6号議案

新座市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年5月24日提出

提出者	新座市議会議員	助川	昇
賛成者	//	白井	忠雄
	//	野中	弥生
	//	荒井	規行
	//	富永	孝子
	//	小野	大輔

提 案 理 由

本会議等への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行うため、この案を提出するものである。

新座市議会会議規則の一部を改正する規則

新座市議会会議規則（昭和46年新座市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後<u>8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>（欠席の届出）</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後<u>8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>（欠席の届出）</p> <p>第91条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>（請願書の記載事項等）</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所</u>を記載し、請願者が<u>署名又は記名押印</u>をしなければならない。</p> <p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の請願</u>を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>4 [略]</p>	<p>（請願書の記載事項等）</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、請願者が<u>押印</u>をしなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 [略]</p>

5 [略]

4 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。